

## 第3章 災害応急対策

## 第1 医療・救護関係

## 1. 病院・医療機関（資料 75）

NO	名 称	所 在	電 話	診 療 科 目	病床数
1	医療法人慈久会 谷病院	本宮字南町裡 149	33-2721	内・小・外・整・泌・産婦・耳	171
2	医療法人落合会 東北病院	青田字花掛 20	33-2588	内・精・神・小・外	212
3	池田眼科医院	本宮字仲町 22-3	34-4100	眼・麻	
4	いしわたクリニック	荒井字東学壇 11-1	63-2826	内・泌・外・リハ	
5	医療法人上遠野内科医院	本宮字荒町 54	33-5866	内・呼・消・循・小	
6	医療法人国分整形外科医院	本宮字仲町 18	33-1088	整・リウ・リハ	
7	今野外科整形外科医院	本宮字万世 159	33-3711	内・外・整・皮・泌・リハ・放	
8	坂本クリニック	本宮字千代田 56-1	34-1188	内・胃・小	
9	医療法人渡辺クリニック	高木字高木 19-5	34-3311	内・胃・外・こう	
10	よしだこどもクリニック	高木字平内 67-15	34-6418	小	
11	医療法人幹正会 よしだ内科	本宮字一ツ屋 1-1	63-2333	内・消・循・呼	
12	吉田耳鼻咽喉科医院	本宮字万世 214-1	34-1330	耳・鼻	
13	やなぎほり皮膚科クリニック	高木字平内 74-1	24-1028	皮・ア	

## 2. 安達歯科医師会本宮地区（資料 76）

NO	名 称	所 在	電 話	診 療 科 目	病床数
1	荒井歯科クリニック	荒井字上曲田 17-2	33-3133	歯	
2	医療法人 鈴木歯科医院	高木字平内 67-5	34-3457	歯	
3	国分歯科医院	本宮字中條 30-8	34-2074	歯	
4	国分歯科医院	本宮字兼谷 54	34-2226	歯	
5	大道寺歯科医院	本宮字中條 84	33-3307	歯	
6	のうち歯科クリニック	本宮字万世 132-1	63-2288	歯・小歯	
7	もとみやデンタルクリニック	高木字滝ノ入 51-5	34-4185	歯・小歯・矯歯 口外	
8	まゆみ歯科クリニック	本宮字万世 209-1	33-3666	歯	
9	あい歯科クリニック	本宮字南町裡 47	33-5888	歯・小歯・矯歯 口外	
10	白澤歯科クリニック	本宮字万世 164-1	33-3358	歯	
11	白沢中央歯科医院	糠沢字石神 112	44-4360	歯	
12	あさひデンタルクリニック	荒井字東学壇 28-1	63-1711	歯	

## 3. 医薬品・衛生材料・消毒薬剤調達先（資料 77）

1 / 2

NO	名 称	所 在	電 話	業 種 区 分	備 考
1	コスモ調剤薬局本宮店	高木平内 67-8	33-6600	薬局	
2	有限会社国崎薬局	本宮字下町 15	34-2013	薬局・薬局製造	
3	松坂薬局	本宮字下町 55	33-2248	薬局	
4	有限会社伊東薬局	本宮字荒町 30-2	33-2255	薬局・薬局製造	

(資料 77)

2 / 2

NO	名 称	所 在	電 話	業 種 区 分	備 考
5	すがしま薬局	本宮字館ノ越 2-2	33-1211	薬局	
6	郡山調剤薬局 本宮店	本宮字荒町 49-9	63-1155	薬局	
7	薬局サン・メリー 本宮店	高木字高木 17-1	34-1551	薬局	
8	タカギ調剤薬局 本宮店	本宮字大町 1-6	63-0451	薬局	
9	コスモ調剤薬局本宮 西店	本宮字一ツ屋 2-4	63-0022	薬局	
10	コスモ調剤薬局本宮 南店	荒井字東学壇 11-5	63-0091	薬局	
11	株式会社 遠藤薬局	本宮字中條 51	34-2061	薬局・薬局製造	
12	あい調剤薬局 本宮店	本宮字千代田 57-2	63-1101	薬局	
13	福味商事株式会社	本宮字館町 161-2	34-2328	一般販売業	
14	株式会社三陽物流センター	荒井字青田原 209-6	36-5550	卸売一般販売業	
15	株式会社アスカム本宮センター	荒井字甲斐 1-1	36-6431	卸売一般販売業	
16	くすりのタイラ	本宮字館町 202	34-3110	薬種商販売業	
17	イトー薬舗	本宮字上町 35-4	34-2456	薬種商販売業	
18	そうごう薬局 本宮店	本宮字南町裡 117-3	34-6031	薬局	
19	エール薬局 高木店	高木字平内 74-1	63-2511	薬局	
20	ツルハドラッグ本宮店	荒井字荒井 132-8-2	63-5380	薬種商販売業	
21	ツルハドラッグ本宮中央店	本宮字万世 195-1	63-1268	薬種商販売業	
22	ウエルシア福島本宮店	本宮字館町 194	63-1620	薬種商販売業	

## 4. 福島県災害時医薬品等供給マニュアル（抜粋）（資料 78）

県北保健福祉事務所 電話 024-534-4103 F A X 024-536-5103	備蓄情況報告  (毎月)	(株) 菅野商会 電話 024-534-6166 F A X 024-536-2818
	在庫報告	
	「毎月」	(株) エーシン福島営業所 電話 024-553-3661 F A X 024-553-8244
	在庫報告	
	「毎月」	(株) 小田島福島営業所 電話 024-553-5711 F A X 024-553-5714
	在庫報告	
	「毎月」	(株) 恒和薬品福島営業所 電話 024-546-5236 F A X 024-546-5148
	在庫報告	
	「毎月」	サンエス (株) 福島支店 電話 024-553-1333 F A X 024-553-7110
	在庫報告	
	「毎月」	サンエス (株) 二本松営業所 電話 0243-22-8060 F A X 0243-22-8055
	在庫報告	
	「毎月」	東邦薬品 (株) 福島営業所 電話 024-545-2611 F A X 024-545-2552
	在庫報告	
	「毎月」	(株) ニチエー福島営業所 電話 024-553-8151 F A X 024-553-7202
	在庫報告	
	「毎月」	(株) マルタケ福島支店 電話 024-553-8611 F A X 024-553-8615

## 福島県災害時医薬品等備蓄供給システム

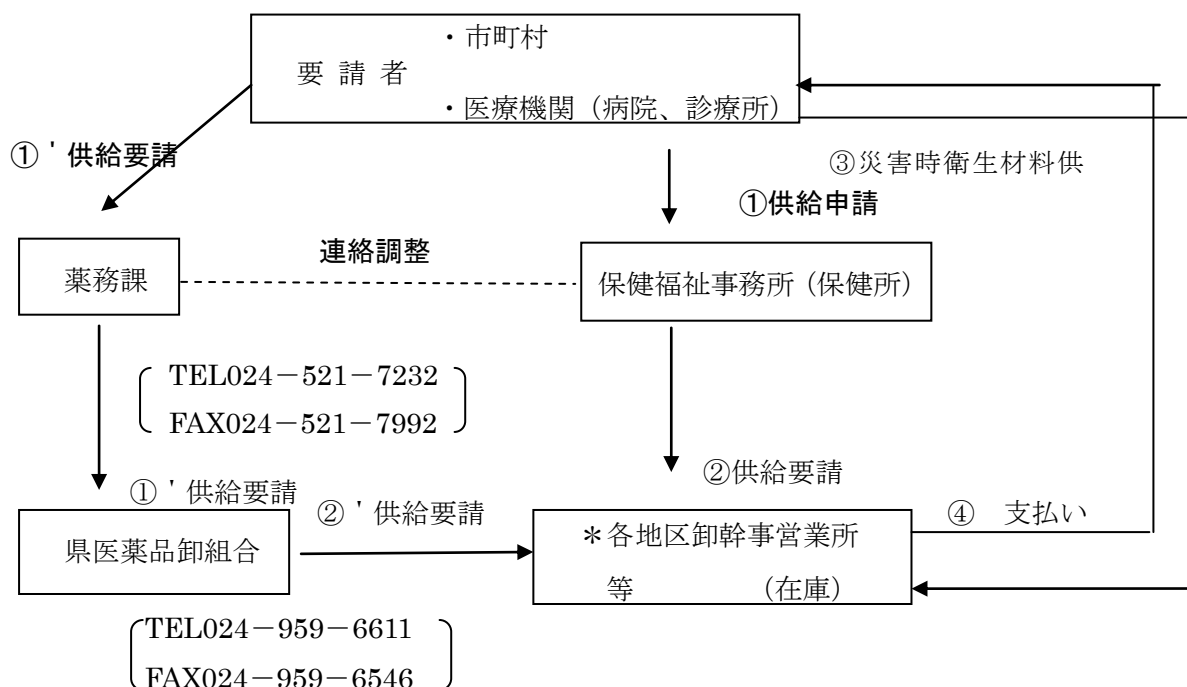
このシステムは、災害発生時に県民が必要とする医薬品等（消毒薬含む）を初動期（発生から1～3日）において確保し、災害により医療機関等から通常ルートでは供給が困難等の理由から、要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために、県内の6方部に分け備蓄供給体制を整備するものです。

供給要請は、管轄の保健福祉事務所（保健所）に行ってください。

所轄の保健福祉事務所に連絡が取れない場合の連絡先

〔 福島県薬務課 (電話 024-521-7232) 〕  
〔 福島県医薬品卸組合（恒和薬品） (電話 024-959-6611) 〕

### 災害時医薬品等供給フローチャート



黒字：通常

赤字：災害が広域、又は保健福祉事務所が被災等の理由で機能不可の場合

#### \*各医療圏ごとの保健福祉事務所（保健所）及び各地区卸幹事営業所

県北	： 県北保健福祉事務所	(TEL 024-534-4103,	FAX 024-534-4162)
	： 株式会社スズケン福島支店	(TEL 024-525-1233,	FAX 024-535-8467)
県中	： 県中保健福祉事務所	(TEL 0248-75-7817,	FAX 0248-75-7825)
	： 株式会社恒和薬品医薬品センター	(TEL 024-959-6614,	FAX 024-959-6135)
県南	： 県南保健福祉事務所	(TEL 0248-22-5479,	FAX 0248-23-1252)
	： 株式会社バイタルネット白河支店	(TEL 0248-23-2811,	FAX 0248-23-2231)
会津	： 会津保健福祉事務所	(TEL 0242-29-5512,	FAX 0242-29-5513)
	： 東邦薬品株式会社会津営業所	(TEL 0242-27-1771,	FAX 0242-27-0654)
相双	： 相双保健福祉事務所	(TEL 0244-26-1328,	FAX 0244-26-1332)
	： 株式会社恒和薬品南相馬営業所	(TEL 0244-22-5141,	FAX 0244-24-1484)
いわき	： いわき市保健所	(TEL 0246-27-8590,	FAX 0246-27-8600)
	： 株式会社メディセオいわき支店	(TEL 0246-27-2821,	FAX 0246-27-2851)

# 福島県災害時衛生材料等備蓄供給システム

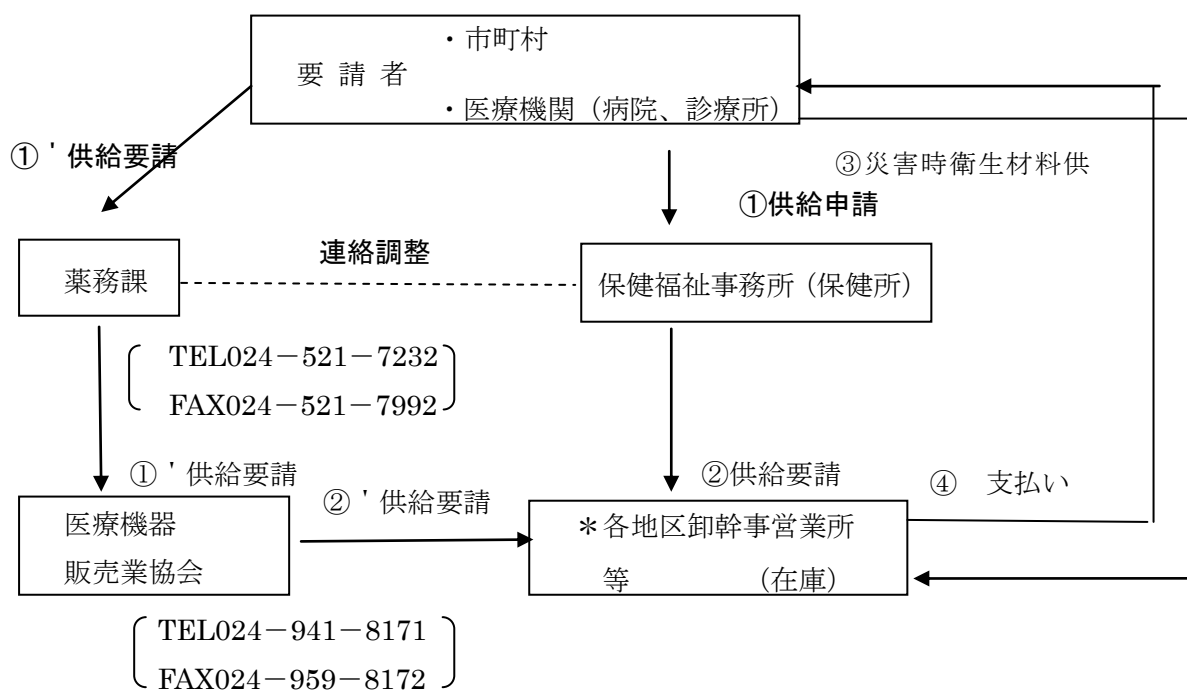
このシステムは、災害発生時に県民が必要とする衛生材料等を、初動期（発生から1～3日）において確保し、災害により医療機関等から通常ルートでは供給が困難等の理由から、要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために、県内の6方部に分け備蓄供給体制を整備するものです。

供給要請は、管轄の保健福祉事務所（保健所）に行ってください。

所轄の保健福祉事務所に連絡が取れない場合の連絡先

- 〔 福島県薬務課 (電話 024-521-7232) 〕
- 〔 福島県医療機器販売業協会（サンセイ薬品） (電話 024-959-6611) 〕

## 災害時衛生材料等供給フローチャート



黒字：通常

赤字：災害が広域、又は保健福祉事務所が被災等の理由で機能不可の場合

*各医療圏ごとの保健福祉事務所（保健所）及び各地区卸幹事営業所		
県北	： 県北保健福祉事務所	(TEL 024-534-4103, FAX 024-534-4162)
	： サンセイ医療株式会社	(TEL 0243-62-0155, FAX 0243-62-1525)
県中	： 県中保健福祉事務所	(TEL 0248-75-7817, FAX 0248-75-7825)
	： 株式会社ジオット	(TEL 024-923-2929, FAX 024-934-5436)
県南	： 県南保健福祉事務所	(TEL 0248-22-5479, FAX 0248-23-1252)
	： 株式会社ジオット	(TEL 024-923-2929, FAX 024-934-5436)
会津	： 会津保健福祉事務所	(TEL 0242-29-5512, FAX 0242-29-5513)
	： 株式会社ジオット会津若松営業所	(TEL 0242-25-3650, FAX 0242-25-3651)
相双	： 相双保健福祉事務所	(TEL 0244-26-1328, FAX 0244-26-1332)
	： サンセイ医機株式会社原町営業所	(TEL 0244-23-4611, FAX 0244-23-4679)
いわき	： いわき市保健所	(TEL 0246-27-8590, FAX 0246-27-8600)
	： 株式会社三陽いわき支店	(TEL 0246-27-7631, FAX 0246-27-3607)

## 5. 消毒方法及び消毒薬品の使用方法（資料 79）

水害等の場合の消毒の方法及び消毒薬品の使用方法

### 1 家のまわりの消毒について

- (1) クレゾール石鹼液を 30 倍に薄めて床下及び家の周りに噴霧器かジョウロでまんべんなく散布する。又は石灰（消石灰）をまんべんなく白くなるくらい散布してください。（できれば粒状のものがよいでしょう。水分と中和すると発熱するため）
- (2) 粉末状で水と中和し発熱しないものは効果がありません。
- (3) 33 倍クレゾール石鹼液の作り方：水 1ℓ + 薬品 30cc

### 2 屋内等の消毒について

- (1) 塩化ベンザルコニューム液（オスバン液）を約 100 倍に薄めて屋内に噴霧器でまんべんなく散布するか雑巾等に浸し拭き取ってください。
- (2) 100 倍塩化ベンザルコニューム液（オスバン液）の作り方：水 1ℓ + 薬品 10cc  
注意：浄化槽を使用している家庭は、雑巾かけた残りの消毒液を家の周りに撒くなどして排水しないよう注意してください。

### 3 便所

冠水した場合は専門業者に点検を依頼し汲み取ってもらってください。

### 4 井戸水

- (1) 冠水した井戸水は飲まないこと。
- (2) 冠水した井戸水は清掃を行い水質検査を受け安全を確認してから飲むこと。  
注意：止むを得ず飲む場合は新しい水を沸騰させてから飲んでください。

### 5 食器、フキン、まな板等

家庭用の塩素系漂白剤（ハイター、ブリーチ等）に浸すか煮沸（約 20 分）してから使用してください。使用方法については、塩素系漂白剤に付いている使用方法をよく読んでください。

### ※ 注 意

- 1 消毒薬は事故が無いよう子供の手の届かない場所に置くなど保管には十分注意しましょう。
- 2 作ってしまった消毒液は残さず散布しましょう。
- 3 どうしても保存しなければならない場合等が生じたときはジュース類のペットボトル等に入れて保存しないよう十分注意しましょう。
- 4 浄化槽はクレゾール石鹼液・塩化ベンザルコニューム液を大量に排水すると浄化槽内のバクテリア菌が死滅し十分に浄化槽の機能を果たさなくなる恐れがありますので流さないように注意しましょう。

## 第2 応急仮設住宅建設可能敷地等

### 1. 応急仮設住宅建設可能敷地（資料 80）

（建設可能戸数：整形地 70 m<sup>2</sup>/戸、不整形地 80 m<sup>2</sup>/戸で算定）

名 称	所 在 地	面 積 (m <sup>2</sup> )	可能戸数 (戸)
本宮運動公園	高木字黒作 1	30,000	375
本宮市コミュニティスポーツプラザ	本宮字舞台 36	2,400	34
荒井運動広場	荒井字茶園 5	12,300	153

## 2. 救出用資機材及び救護用資機材 (資料 81)

品名	担架	投光器	発電機	拡声器
数量	4	4	3	5

## 3. 防疫用資機材 (資料 82)

品名	動力噴霧車			肩掛式 噴霧器	背負式 噴霧器	防疫車	薬剤 散布車	消毒 機	電動噴霧 機	その他
	二兼機	三兼機	四兼機							
数量				5					2	

## 第3 清掃・衛生施設・関連業者関係

## 1. 焼却施設 (リサイクルプラザ併設) (資料 83)

- (1) 名称 安達地方広域行政組合もとみやクリーンセンター  
 (2) 所在 本宮市本宮字作田113番地  
 (3) 電話 0243-33-5499  
 FAX 0243-34-3911  
 (4) 敷地面積 24,488㎡  
 (5) 建物面積 8,291.60㎡

## 【焼却施設】

- (1) 焼却能力 40t/24h×2炉  
 (2) 処理能力 ①スチール 8.00t/5h  
 ②アルミ 1.85t/5h  
 (3) 保管容量 ①カレット 94m³  
 ②古紙類 100m³

## 【リサイクルプラザ】

- (1) 処理能力 16t/5h (粗大ごみ、資源ごみを含む)  
 (2) 処理方式 選別、圧縮、機密文書等の裁断

## 2. 資源施設 (資料 84)

- (1) 名称 安達地方広域行政組合リサイクルセンター  
 (2) 所在 本宮市本宮字作田113番地  
 (3) 電話 0243-33-5499  
 FAX 0243-34-3911  
 (4) 敷地面積 11,703㎡  
 (5) 建築面積 1,204㎡  
 (6) 処理能力 ①缶類処理系統 3t/5h  
 ②プラスチック製容器包装処理系統 6t/5h

## 3. 埋立処分場（資料 85）

- (1) 名 称 安達地方広域行政組合東和クリーンヒル  
 (2) 所 在 二本松市東和字寺沢61番地  
 (3) 電 話 0243-61-7777  
 F A X 0243-61-7778  
 (4) 敷地面積 56,392 m<sup>2</sup>  
 (5) 建物面積 120 m<sup>2</sup>  
 ア. 浸出水処理管理棟 513 m<sup>2</sup>  
 (6) 埋立面積 13,000 m<sup>2</sup>  
 (7) 埋立容量 103,000 m<sup>3</sup>  
 (8) 水処理能力 70 m<sup>3</sup>/日

## 4. し尿処理場（資料 86）

- (1) 名 称 安達地方広域行政組合あだたら環境共生センター  
 (2) 所 在 二本松市上竹二丁目172番地  
 (3) 電 話 0243-22-0958  
 F A X 0243-22-2123  
 (4) 敷地面積 9,238.80 m<sup>2</sup>  
 (5) 建物面積 1,218.08 m<sup>2</sup>  
 (6) 処理方式 生物学的脱窒素方式+高度処理7  
 (7) 処理能力 97kl/日（生し尿74.8kl/日、浄化槽汚泥22.2kl/日）

## 5. 火葬場（資料 87）

- (1) 名 称 安達地方広域行政組合あだたら聖苑  
 (2) 所 在 二本松市永田三丁目123  
 (3) 電 話 0243-62-3414  
 F A X 0243-62-3420  
 (4) 敷地面積 26,389 m<sup>2</sup>  
 (5) 建物面積 2,443 m<sup>2</sup>  
 (6) 炉 設 備 火葬炉 5基  
 汚物炉 1基

## 6. 産業廃棄物処理許可業者（資料 88）

番号	業 者 名	所 在	電 話	備 考
1	国分商店(有)	本宮市本宮字花町 28-6	33-4192	
2	(株)クリーン商会	大玉村大山字北新田 28-1	48-3183	
3	(株)サニックス	荒井字恵向 121-43	63-5193	
4	(株)二瓶商店	和田字関宿 10-1	64-2444	



## 7. し尿収集許可業者（資料 89）

番号	業者名	所 在	電 話	備 考
1	(有)本宮環境サービス	本宮市青田字山田 5-2	33-2770	
2	(有)協同清運	本宮市青田字孫市 41-5	33-3955	
3	(有)安達清掃公社	二本松市下山田 4-1	22-0951	
4	(有)赤坂	二本松市川崎字赤坂 229	52-2131	

## 8. 葬儀社（資料 90）

番号	業者名	所 在	電 話	備 考
1	たまはし(有)	本宮市本宮字南町裡 71-7	33-2667	
2	J A 共同施設(株)	二本松市杉田駄子内 56-4	22-1210	
3	ほうりん(株)善邦	二本松市上竹 2-286-1	0120-43-1194	
4	(有)丸又葬儀社	二本松市槻木 257-5	0120-03-5598	

## 8. 水道工事業者（資料 91）

本宮市水道工事指定店会

NO	業者名	住 所	電 話	備 考
1	(有)浜野和水道	本宮市本宮字塩田 49-2	33-2788	
2	(有)本宮設備	本宮市本宮字南町裡 144-1	33-2592	
3	オオナミ(株)本宮営業所	本宮市高木字戸崎 63-3	33-1001	
4	(有)光設工業所	大玉村玉井字庚申 215-3	48-2413	
5	(株)タカマツ設備	本宮市本宮字一ツ屋 12-7	33-5242	
6	(株)小山設備	本宮市本宮字仲町 39	33-3031	
7	(有)須藤住機工業	大玉村玉井字上額沢 16	48-2357	
8	(有)三和設備	和田字作田 3-1	44-4542	

## 9. 建設業者（資料 92）

南達建設業組合

1 / 2

NO	業者名	住 所	電 話	F A X
1	石橋建設工業(株)	本宮市高木字舟場 22	33-2519	33-6049
2	川名建設工業(株)	本宮市本宮字田中 47-2	33-2755	33-2757
3	菅野建設工業(株)	本宮市長屋字征矢田 6	44-2120	44-4102
4	(有)桑島工業所	本宮市本宮字荒町 9-4	34-2610	34-7103
5	國新建設(株)	本宮市糠沢字石ヶ作 125	44-3876	44-3042

(資料 92)

2 / 2

NO	業者名	住所	電話	FAX
6	斎藤建設工業(株)	大玉村大山字仲ノ内 123	48-3706	48-3708
7	(有)友正組	本宮市長屋字屋戸 8	44-4291	44-4292
8	(株)長谷川建設	本宮市仁井田字上山田 9	33-3330	33-3340
9	光建設(株)	本宮市本宮字戸崎 7-1	33-2370	33-2380
10	(株)武藤建設	本宮市本宮字欠下 47-1	33-2530	33-5674
11	(有)丸忠建設工業	大玉村大山字南小屋 88	48-4822	48-4823
12	石川工業(株)	本宮市白岩字堤崎 486-3	44-2563	44-3014
13	根本建設(株)本宮支店	本宮市和田字白幡 76-10	44-4755	
14	(有)津守造園	本宮市荒井字三本松 30	33-5835	34-3873
15	国分木材工業	本宮市白岩字大岩入 6	44-2058	44-2058
16	(有)エム・エス・ケー	大玉村玉井字前原 49-12	48-4405	48-3633

## 第4 被害の認定基準(資料 93)

1 / 3

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。 重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯である。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として扱う。)

(資料 93)

2 / 3

被害区分		判定基準	
住家の被害	全壊 (全焼・流失)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ。)の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。	
	半壊 (半焼)	住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものであるとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊に該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度の浸水したものであるとする。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。	
	公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他の被害	田畑の被害	流失 埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能になって程度の被害をいう。	
	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
河川	「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。		

(資料 93)

3 / 3

被害区分		判定基準
その他の被害	港湾	「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第 218号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	「電話」とは、通話不能となった加入回線のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は、簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、その他これに類する施設に宿泊し共同生活を営んでいるものは一世帯として扱い、同一家屋の親子、夫婦でも、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
発生	建物、危険物、その他	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
被害金額	公共文教施設	「公共文教施設」とは、公共の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第 169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）国庫負担対象の施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急斜面地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

## 第5 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表(資料 94)

(災害救助法適用前はこの基準内で市長が定める)

(平成 25 年 10 月 1 日～)

1 / 6

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 限	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 一日当たり 310円以内 (加算額) 冬季(10月1日から翌年3月31日) 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実績を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者。	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工 (但し内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通が可能 2 供与期間 完成から2年以内 3 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,040円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、子供の差なし)	災害発生の日から7日以内 (但し内閣総理大臣の承認により期間の延長あり)	食品供与のための総経費を延給食人員日数で除した金額が限度内であればよい。(1食は1/3日)

(資料 94)

2 / 6

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考				
飲料水の 供与	現に飲料水 を得ること ができない 者（飲料水 及び炊事 のための水 であること。）	当該地域における通常 の実費	災害発生の日か ら7日以内  (但し内閣総理 大臣の承認に より期間の延 長あり)	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝 具その他 生活必需 品の供与 又は貸与	全半壊（焼）、 流出、床上浸 水等により、 生活上必要な 被服、寝具、 その他生活必 需品を喪失又 は毀損し、直 ちに日常生活 を営むことが 困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月） の季別は災害発生の日 をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日か ら10日以内  (但し内閣総理 大臣の承認によ り期間の延長あ り)	1 備蓄物資の価格は年度当初の 評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増すごとに加 算
		全 壊 全 焼 流 失	夏 17,800 冬 29,400	22,900 38,100	33,700 53,100	40,400 62,100	51,200 78,100	7,500 10,700
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏 5,800 冬 9,400	7,800 12,300	11,700 17,400	14,200 20,600	18,000 26,100	2,500 3,400
医 療	医療の途を失 った者 (応急的処 置)	1 救護班 使用した薬剤、治療 材料、医薬器具破損 等の実費 2 病院又は診療所 社会保険診療報酬額 以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日か ら14日以内  (但し内閣総理 大臣の承認によ り期間の延長あ り)	患者等の移送費は別途計上				

(資料 94)

3 / 6

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 限	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内 (但し内閣総理大臣の承認により期間の延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から3日以内 (但し内閣総理大臣の承認により期間の延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り 547,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内 (但し内閣総理大臣の承認により期間の延長あり)	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。

(資料 94)

4 / 6

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
学用品の 供与	住宅の全壊 (焼)、流失、 半壊(焼)又 は床上浸水に より学用品を 喪失又は毀損 し、就学上支 障のある小学 校児童及び中 学校生徒(盲 学校ろう学校 及び養護学校 の小学部児童 及び中学部生 徒も含む。)	1 教科書及び教科書以 外の材料で教育委員会 に届出又はその承認を 受けて使用している教 材実費又は正規の授業 で使用している教材実 費 2 文房具及び通学用品 又は次の金額以内 小学校児童 1人当り 4,100円 中学校生徒 1人当り 4,400円 高等学校等生徒 1人当り 4,800円	災害発生の日か ら (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通 学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する。
埋 葬	1 災害の際 死亡した 者を対象に して実際に 埋葬を実施 する者に支 給	1体当り 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡した者 であっても対象となる。
死体の 搜索	行方不明の状 態にあり、か つ四囲の事情 によりすでに 死亡していると 推定される 者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日か ら10日以内(但 し内閣総理大臣 の承認により期 間の延長あり)	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した ものは一応死亡したものと推定 している。



(資料 94)

5 / 6

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
死体の 処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り 3,400円 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,200円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内(但し内閣総理大臣の承認により期間の延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することができないもの	1世帯当り 133,900円以内	災害発生の日から10日以内 (但し内閣総理大臣の承認により期間の延長あり)	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。
輸送費及び賃金職員等の雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

(資料 94)

6 / 6

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 限	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 21,300円以内 薬剤師 16,600円以内 保健師、助産師、看護師 及び准看護師 18,000円以内 土木技術者、建築技術者 16,200円以内 大工 20,600円以内 左官 19,400円以内 とび職 19,400円以内 救急救命士 14,200円以内 診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士及び歯科衛生士 16,600円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

## 第6 震度階級

(資料 95)

1 / 5

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際どのような現象や被害が発生するかを示すものです。

この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある地震が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これにより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測地ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることもあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方の比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなど長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上など実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

階級	震度	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
	0	人は揺れを感じないが震度計には記録される。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
	2	屋内で静かにしている人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					

(資料 95)

階級	震度	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
3		屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が目覚めます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4		ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			鉄道・高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。	

(資料 95)

階級 震度	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れ、家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。		安全装置のあるガスメーターでは遮断装置が作動し、ガスが遮断される。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。停電が発生することがある。電話がつながりにくい状態(輻輳)が起こることがある。	地盤に亀裂や液化が生じることがある。斜面は落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。備え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)柱などにひび割れ・亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [地域単位でガスの供給が停止することがある。]	地盤に亀裂や液化が生じることがある。斜面は落石やがけ崩れが発生することがある。

(資料 95)

階級	震度	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
6	弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	耐震性の低い建物では、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも壁、梁（はり）、柱などにひび割れ・亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。通信業者により災害用伝言ダイヤルや災害用掲示板などの提供が行われる。一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。	地盤は地割れが生じることがある。斜面はがけ崩れや地すべりが発生することがある。
6	強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない重い家具が移動、転倒する。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、大きなひび割れ・亀裂が入る者が多く、傾くものや倒れるものも多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などに斜めやX状のひび割れ・亀裂が見られることがある。1階あるいは中間層の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などにひび割れ・亀裂が多くなる。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。〔一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	地盤では大きな地割れが生じることもある。斜面では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

(資料 95)

階級 震度	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
7		固定していないほとんどの家具が移動、転倒し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性が低い住宅では、傾くものや倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間層の柱が崩れ、倒れるものが増える。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などにひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間層が変形し、まれに傾くものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	地盤では大きな地割れが生じることがある。斜面では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

